

## 甲府市農業委員会 5 月定例総会議事録

1. 日 時 平成 2 9 年 5 月 2 7 日 (木曜日) 午後 2 時 0 0 分から 2 時 5 5 分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員 (32 名)

会長・西名武洋 会長職務代理者・山本光信 会長職務代理者・田中寿雄  
委 員

1 番 山中 和男 2 番 森 信二 3 番 向山 章夫 4 番 柳澤 榮  
6 番 保坂 敬夫 7 番 植田 泰 8 番 花形 満寛 10 番 植田 年美  
11 番 長田 淳 14 番 井田 慶喜 15 番 福島 昌之 16 番 大塚 義久  
17 番 飯沼 博 18 番 宮沢 幸洋 19 番 堀井 公雄 20 番 柿嶋 敦  
21 番 五味 一豊 22 番 土屋三千雄 23 番 桑本袈裟康 25 番 土橋 吉次  
26 番 土屋 正人 27 番 三神富太郎 28 番 窪田 勝 29 番 關野 登  
30 番 長塚 吉夫 31 番 芹澤 章 32 番 萩原 斉 33 番 長田 孝夫  
35 番 中川 貴子

4. 遅刻委員 (1 名)

12 番 萩原 為仁

5. 欠席委員 (2 名)

9 番 米永 健治 34 番 萩原 靖彦

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 青木 進  
農地係 係 長 田中 紀雄  
係 長 佐野 慶一  
主 事 一ノ瀬 匠  
振興係 係 長 岡 正己  
技 師 吉澤 雅貴

6. 議 案

議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による競・公売適格証明願いについて  
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 4 号 平成 2 9 年 6 月告示分農用地利用集積計画について

報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
- 報告第2号 農地法第5条による競・公売適格証明願いについて
- 報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第5号 返納届について
- 報告第6号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（田中係長）

それでは、ただ今から、平成29年度5月定例総会を始めます。

本日の会議は、定数35名中32名が出席し過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

総会に先だち、会長より「あいさつ」をいただきます。会長よろしくお願いたします。

○議長（西名会長）挨拶略

こんにちは、5月の定例総会にご出席いただきありがとうございます。

《以下 挨拶 略》

○事務局（田中係長）

ありがとうございました。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。

会長よろしく、お願いたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会5月定例総会を、農業委員会等に関する法律並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、5月定例総会の議事録署名委員ですが、8番の花形満寛委員、それから10番の植田年美委員のお二人をお願いを致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号農地法第5条による競・公売適格証明願いについてを議題とします。事務局から説明してください。

○事務局（佐野係長）

それでは説明に入らせていただきます。

今月は第5条の競売適格証明願が5件ございます。競売や公売の物件で登記地目が農地である場合、参加者は入札に先立って5条の許可の適格者であるという証明を受ける必要があります。今回の願出人は競売地を〇〇〇〇として転用したいという方の5条の資格審査を求めるものです。

議案書1ページの1～4番、地図は1ページの5条No.1～4競・公売適格証明の5-1～4をご覧ください。

競売地の所在・地目・面積・願出人については、議案書記載のとおりです。

上町交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は転用許可済み用地、南面・西面は農地、北面は道路となっています。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

それぞれの願出人は、〇〇〇及び〇〇〇を経営しており、競売地を取得し、〇〇〇〇として使用したいとのことです。

また、議案番号4番の願出人については、個人名であります。〇〇〇〇〇〇を経営し〇〇〇〇〇〇となりますので、〇〇〇による確認が出来ないため、過去3年間の〇〇〇〇〇〇により、〇〇〇としての〇〇の確認が出来ております。

続きまして議案書の5番、地図は2ページの5条No.5競・公売適格証明をご覧ください。

競売地の所在・地目・面積・願出人については、議案書記載のとおりです。

中道橋北交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・北面は農地、南面は宅地及び用悪水路、西面は道路となっています。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

願出人は〇〇〇を経営しており、競売地を取得し〇〇〇〇として使用したいとのことです。

なお、この適格証明とは、入札の参加資格と5条許可申請の資格を見極めるものであり、農地の取得及び転用を許可するものではありません。現時点において、願出人が落札できるかわかりませんので、正式な5条許可につきましては、開札し落札者が決定した後に、あらためて申請書が提出されることとなります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から一通り説明が終わりました。

次に地元委員より補足説明をお願いいたします。

1番から4番の案件は、山城地区の關野委員をお願いいたします。

○山城地区委員（關野委員）

1番から4番の案件につきましては、図面の網掛けのある所が、今回の申請地です。既に、この東側に住宅があります。この北側と南側に証明がでており、これが最後になると思われま。今回の案件は〇〇入っており、7月から競売で、どなたか



白井河原橋南詰交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は道路及び農地、南面・西面・北面は農地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請人は、〇〇〇〇〇〇に切り換えるため、平成〇〇年6月から一時転用による〇〇〇〇を継続しているが、知人に無償で〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇してもらっていることから、施工完了までに長期間を要しているとのことであり、再度一時転用許可を受けて、〇〇〇〇を継続したいとのことです。

なお、一時転用期間は許可日から1年間となります。

続きまして議案書3ページの3番、地図は5ページの4条No.3をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。

北庚申橋から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・南面は道路、西面・北面は宅地となっています。

農地区分は、第2農地と判断しました。

申請人は、申請地の〇〇〇〇〇〇〇、申請地を昭和〇〇年頃から転用許可を取らないまま〇〇〇〇し使用してきたが、申請人は〇〇となり昨年3月から〇〇〇で暮す〇〇〇〇〇〇に引取られた。申請人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇したが、申請地については申請人らが引続き〇〇として使用していくと共に、空いたスペースを〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇として使用したいとのことから、始末書を添付しての申請になります。

続きまして議案書の4番、地図は6ページの4条No.4・5の斜線で示した4-4の箇所をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。

上井川橋から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・西面・北面は農地及び宅地、南面は道路となっています。

農地区分は、第2農地と判断しました。

申請人は、昭和〇〇年頃から転用許可を取らないまま、宅地の一部として使用してきたことから、今回始末書を添付しての追認申請となります。

引続き関連案件となります。議案書の5番、地図は代わらず黒塗りで示した4-5の箇所をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。

上井川橋から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・南面・北面は道路、西面は農地及び道路となっています。

農地区分は、第2農地と判断しました。

申請人は、昭和〇〇年頃から転用許可を取らないまま、道路の一部として使用してきたことから、今回始末書を添付しての追認申請となります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

次に、地元委員から補足説明をお願いします。

1 番から 2 番の案件は、中道地区ですので土屋三千雄委員お願いします。

○中道地区委員（土屋三千雄委員）

詳細については、事務局の説明のとおりです。以上です。

○議長（西名会長）

つぎに、中道地区の 3 番の案件を長田孝夫委員をお願いします。

○中道地区委員（長田孝夫委員）

この案件ですが、上向山の集落の中心にある農地で、事務局の説明のとおり何ら問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（西名会長）

4 番と 5 番の案件は、相川地区ですので、山本職務代理をお願いします。

○相川地区委員（山本職務代理）

4 番、5 番につきまして、補足します。この土地の所在地と持ち主が、地域から離れており、相続した土地を長い間放置していました。農業を振興するよう指導もしましたが、〇〇〇〇〇になっており、〇〇〇〇であるよりは、周囲に迷惑をかけないということを前提として、この方法で処理させていただきたいということです。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（西名会長）

地元委員から説明が終了しましたので、質疑に入ります。

ご質問のある方は、お願いします。

《 異議無しとの声あり 》

○議長（西名会長）

それでは、異議無しという声がありましたので、ここで採決をさせていただきます。賛成される方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の賛成をいただきましたので、議案第 2 号の内 1 番の案件につきましては、1,000 ㎡以上の案件ですので、許可相当ということで、県農業会議に諮問をしております。それ以外の案件は、1,000 ㎡未満の案件ですので、許可証の交付をしております。

つづきまして、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から説明してください。

○事務局（佐野係長）

今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 6 件、賃貸借が 4 件、合計 10 件となっております。

議案書 4 ページの 1 番と 2 番は関連案件となります。地図は 7 ページの 5 条No.1・2 の黒塗りで示した 5-1 と斜線で示した 5-2 の箇所をご覧ください。





4 番につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇となっておりまして、今回は南側を〇〇するとのことです。

その中で、申請地の間に農地があります。この方はまだ農作物を栽培しておりますが、進入路がなくなってしまうので、申請人からも通行できることが前提ということで、同意書もあり、問題はないと思います。

○議長（西名会長）

次に、5 番から 7 番の案件は、萩原斉委員お願いします。

○山城地区委員（萩原斉委員）

5 番から 7 番の案件ですが、事務局の説明のとおりです。

地図からも分かると思いますが、宅地造成が進んでいるところで、〇〇〇〇〇〇されているということです。7 番の案件につきましては、先月の 3 条で農地を求めており意欲的な方です。以上です。

○議長（西名会長）

次に 8 番の案件は、大里地区です。三神委員、お願いします。

○大里地区委員（三神委員）

8 番の案件ですが、周囲も開発され農地等もほとんどありません。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

9 番と 10 番の案件については、中道地区です。土屋三千雄委員お願いします。

○中道地区委員（土屋三千雄委員）

先般、公民館に地元住民を集めまして、説明会がありました。道路も狭く若干広げるとのことで、順調に話し合いも進んでおります。よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

地元委員から説明が終わりました。これから質疑に入ります。ご質問のある方はお願いします。

《 質問意見無し 》

○議長（西名会長）

意見もないようですので、賛否確認をとりたいと思います。1 番から 10 番の案件に賛成される方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員数の賛成をいただきました。

それでは、議案 3 号の内 1 番、2 番、5 番～10 番の案件は 1,000 m<sup>2</sup>以上の案件となりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は、1,000 m<sup>2</sup>未満の案件ですので、許可証の交付をしまいいります。次に関連がありますので、報告第 1 号から第 5 号についての報告を受けたいと思います。事務局より説明してください。

○事務局（佐野係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書8ページからご覧ください。  
先月の総会案件のうち、4条及び5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。

次のページからは平成29年4月19日から5月22日までに受理しました各種の届出を掲載しております。それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から報告が終わりました。このことにつきましては、報告事項でございますが、皆さんからご意見、ご質問がありましたらお願いします。

《 飯沼委員挙手 》

○議長（西名会長）

飯沼委員、どうぞ、ご発言ください。

○飯沼委員

議案第1号の競・公売適格証明願ですが、違いはどこにあるのでしょうか。

○事務局（佐野係長）

議案第1号については、許可地の証明願でありまして、9ページは市街化区域の届出による適格証明の違いです。

○飯沼委員

ありがとうございました。

○議長（西名会長）

他にはよろしいでしょうか。

《質問・意見無し》

○議長（西名会長）

それでは、質問・意見もないようですので、この報告第1号から5号については、ご了承いただきたいと思えます。

それでは、つぎに、議案第4号、平成29年6月告示分農用地利用集積計画についてを議題とします。

それでは、議案第4号の案件について、事務局より説明してください。

また、関連がありますので、報告案件第6号についても、併せて報告してください。

○事務局（吉澤技師）

平成29年6月告示分の農用地利用集積計画の利用権設定につきまして、農業委員、農地銀行推進員の皆様にご協力をいただきまして、大変ありがとうございます。

今月は、新規設定8件、再設定3件、計11件の申出がありました。

議案書は、16ページからになります。こちらの表は、新規設定です。







《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第 4 号につきましては、決定を  
まいります。

また報告第 6 号については、報告事項ですので、ご了承願いたいと思  
います。

以上で、5 月の定例会の審議は終了しました。

スムーズに短時間で終わりました。委員の皆さんもご協力に感謝しまし  
て、議長の席を降ろさせていただきます。ごくろうさまでした。

午後 2 時 5 5 分 閉会

なお、総会終了後事務局から次の事項の事務連絡が行われた。

(1) 平成 29 年度甲府市農業行政施策に関する提言書の回答について

(産業部農政課 保坂 課長、 農地再生担当課 林野 課長 )

(2) 6 月の行事予定について (庶務、農地係 振興係)

会 長 \_\_\_\_\_ ⑩

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ ⑩

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ ⑩